

## 駐車場管理細則

### (総 則)

第1条 この細則は、港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地管理組規約第26条2項の規定に基づき、組合管理共有物である駐車施設を維持、管理し、円滑に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用権の処分禁止)

第2条 組合員は、所有する住宅と分離して駐車施設の利用権を放棄すること、他人に譲渡することおよび利用権に対して質権を設定する等、この権利を処分してはならない。

### (利用権の貸与)

第3条 組合員は駐車施設を利用しない時、別に定める駐車場賃貸要綱に基づき、利用権を他人に貸与し、使用させることができる。

### (利用者)

第4条 駐車施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、原則として組合員と同居の親族、組合員の承諾を得て占有する占有者および組合員が利用権を貸与した者とする。

### (利用自動車の規格)

第5条 駐車施設を利用できる自動車は、別に定める駐車場利用要綱に規定する条件を満たすものとする。

### (駐車場会計)

第6条 駐車料金の収入金は、駐車場会計として他の組合費等とは別個に計理するものとし、駐車施設の償却、駐車場の運営等に充てる。

### (利用要綱)

第7条 利用者は、別に定める駐車場利用要綱を遵守しなければならない。

### (駐車場利用証明証の発行)

第8条 理事長は、利用者の正当な要求がある時は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づき、当該証明書を発行するものとする。

### (利用者の賠償義務)

第9条 利用者またはその関係者が、故意または過失により駐車施設あるいは駐車中の車両または付属品に損害を与えた時は、利用者は自己の責任においてその賠償金を直接相手方に対して賠償しなければならない。

(組合の免責)

第10条 天災、地変、火災、盗難その他の事故など組合の責に帰すべからざる事由により利用者の車両その他の物件に損害が生じても、組合はその責を免れうるものとする。

(駐車場利用の確認)

第11条 理事長は、必要に応じ、各駐車施設の利用について各組合員からその確認を求めることができる。

(業務委託)

第12条 理事長は、総会の決議を得た場合には、駐車場の運営に関わる事務のうち、次の各号に掲げる業務を第三者に委託することができる。

- 一 駐車料金の収納、保管に関する義務
- 二 駐車場の増・開設に関わる関連工事
- 三 駐車場の保守管理業務
- 四 その他駐車場の運営に付帯する事務

(目的外使用の禁止)

第13条 利用者は、駐車施設を自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第14条 この細則に定めのない事項については、理事会において協議し、決定することができる。

(付 則)

この細則は、平成7年5月28日から施行する。